

# 駐車監視員 資格者講習のご案内

※認定審査も同時に実施します。

## 開催日時

- 講習 令和8年6月30日(火)及び同年7月1日(水)
    - ・受付 午前8時30分～午前8時50分(両日とも)
    - ・講習 午前9時00分～午後5時10分(両日とも)
  - 修了考査 令和8年7月15日(水)
    - ・受付 午前9時00分～午前9時20分
    - ・考査 午前9時30分～午前10時30分
- ※考査後に採点し、合格発表及び合格者に修了証明書の交付を行います。



受講定員 10人

## 開催場所 (講習・考査とも)

長崎市尾上町3番3号  
長崎県警察本部3階 第3会議室

申込期間 令和8年5月28日(木)～同年6月11日(木)

受付期間 平日の午前9時～午後0時 及び 午後1時～午後4時

※ 先着順で定員になり次第受付を締め切ります。

申込先 長崎県警察本部交通部交通指導課駐車対策室又は長崎県内の各警察署の交通課  
若しくは地域交通課

## ○提出書類

- 1 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通
- 2 写真 (申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0cm×横2.4cmの写真専用紙を使用したもの。)

## ○申込方法

上記申込先に来所し提出書類を提出して申込み、又はe-Gov電子申請により必要事項を登録

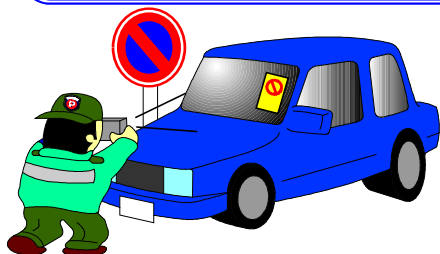
## 講習手数料・・・2万円

※申込時に納付してください。ただし、e-Gov電子申請により必要事項を登録して申込を行った場合は、別に指示される期日及び場所において納付してください。

## 注意事項

- ① 修了考査に合格した方のみ、修了証明書を交付します。
- ② 資格者証を取得するには、修了証明書を得た上、交付申請(手数料9,900円)をして審査を受ける必要があります。
- ③ 資格者証を取得しても、個人では駐車監視員として活動することはできません。確認事務を受託した法人に雇用される必要があります。(警察で就職の斡旋等は行っておりません。)
- ④ その他、不明な点があれば下記問合せ先までお問い合わせください。

※ 道路交通法第51条の13第1項第1号口の認定を希望される方へ  
申請期間等は講習の申込期間と同じです。



## 問合せ先

長崎市尾上町3番3号  
長崎県警察本部 交通指導課駐車対策室  
095-820-0110 (内線 5261～5265)

## 問合せ受付日時

平日 午前9時～午後5時45分